

IP通信網サービス契約約款 別冊 ～2020年10月28日	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2020年10月29日現在 2020年10月29日～
----------------------------------	--	---------------------------------------

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>目次 (略)</p> <p>第1章～第10章 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。) (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、回線調整工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。</td> </tr> <tr> <td>(2)～(7) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) 現地調査報告 工事費の適用</td> <td>当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス (特定光加入者回線を使用するものに限ります。) について、次のとおり、<a href="#">写真付き現地調査報告に係る</a>現地調査報告工事費を適用します。 ア <a href="#">写真付き現地調査報告とは、I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が特定光加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</a></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、回線調整工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。	(2)～(7) (略)	(略)	(8) 現地調査報告 工事費の適用	当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス (特定光加入者回線を使用するものに限ります。) について、次のとおり、 <a href="#">写真付き現地調査報告に係る</a> 現地調査報告工事費を適用します。 ア <a href="#">写真付き現地調査報告とは、I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が特定光加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</a>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>目次 (略)</p> <p>第1章～第10章 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。) (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2)～(7) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) 現地調査報告 工事費の適用</td> <td>当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス (特定光加入者回線を使用するものに限ります。) について、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。 ア <a href="#">現地調査報告には次の区分があります。</a></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	(略)	(2)～(7) (略)	(略)	(8) 現地調査報告 工事費の適用	当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス (特定光加入者回線を使用するものに限ります。) について、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。 ア <a href="#">現地調査報告には次の区分があります。</a>
区 分	内 容																
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、回線調整工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。																
(2)～(7) (略)	(略)																
(8) 現地調査報告 工事費の適用	当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス (特定光加入者回線を使用するものに限ります。) について、次のとおり、 <a href="#">写真付き現地調査報告に係る</a> 現地調査報告工事費を適用します。 ア <a href="#">写真付き現地調査報告とは、I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が特定光加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</a>																
区 分	内 容																
(1) 工事費の算定	(略)																
(2)～(7) (略)	(略)																
(8) 現地調査報告 工事費の適用	当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス (特定光加入者回線を使用するものに限ります。) について、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。 ア <a href="#">現地調査報告には次の区分があります。</a>																

IP通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2020年10月29日現在
～2020年10月28日	2020年10月29日～	

			区 分	内 容
	<p>イ 当社は、IP通信網契約者から<u>写真付き</u>現地調査報告の申出があった場合は、当社が特定光加入者回線の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のオープンコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、<u>写真付き</u>現地調査報告を行います。</p>		<p><u>写真付き現地調査報告</u></p>	<p>IP通信網契約者から、<u>現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が特定光加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことを</u>いいます。</p>
			<p><u>現地調査報告兼お客様工事依頼報告</u></p>	<p>IP通信網契約者から、<u>現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が特定光加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことを</u>いいます。</p>
			<p><u>備考 現地調査報告兼お客様工事依頼報告については、光コラボレーションモデルに関する契約に係るものには提供しません。</u></p>	
				<p>イ 当社は、IP通信網契約者から現地調査報告の申出があった場合は、当社が特定光加入者回線の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のオープンコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、現地調査報告を行います。</p>

IP通信網サービス契約約款 別冊		(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2020年10月29日現在			
～2020年10月28日				2020年10月29日～			
	<p>ウ IP通信網契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が<u>写真付き</u>現地調査報告を行ったとき。</p> <p>(イ) IP通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が<u>写真付き</u>現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、IP通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により<u>写真付き</u>現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>オ ウ及びエのほか、当社は、<u>写真付き</u>現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>			<p>ウ IP通信網契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が現地調査報告を行ったとき。</p> <p>(イ) IP通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、IP通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>オ ウ及びエのほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p><u>カ IP通信網契約者は、現地調査報告兼お客様工事依頼報告の申出をする場合、(5)欄に規定する配線経路調査工事（通線確認を伴うものに限ります。）の申込みを行っていただきます。</u></p>			
(9) 割増工事費の適用	<p>当社は、IP通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のオープンコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(7)欄に規定する工事結果報告及び(8)欄に規定する<u>写真付き</u>現地調査報告を行う時間帯は、そのIP通信網契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <p>ア イ以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">工事を施工する時間帯</td> <td style="width: 50%;">割増工事費の額</td> </tr> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額			(9) 割増工事費の適用	<p>当社は、IP通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のオープンコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(7)欄に規定する工事結果報告及び(8)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、そのIP通信網契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <p>ア (略)</p>
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						

~2020年10月28日	2020年10月29日~
--------------	--------------

	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; padding: 5px;">午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。)</td> <td style="width:50%; padding: 5px;">その工事に関する工事費(特定加入者回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。)の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </table>	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。)	その工事に関する工事費(特定加入者回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。)の額に1.6を乗じた額						
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。)	その工事に関する工事費(特定加入者回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。)の額に1.6を乗じた額								
	<p>イ オープンコンピュータ通信網サービス(特定光加入者回線(光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限ります。)を使用するものに限ります。)に係るもの</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">工事を施工する時間帯</th> <th style="width:50%;">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。)</td> <td style="padding: 5px;">その工事に関する工事費(訪問時刻指定工事費を除きます。)の額に1.3を乗じた額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">午後10時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで</td> <td style="padding: 5px;">その工事に関する工事費(訪問時刻指定工事費を除きます。)の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費(訪問時刻指定工事費を除きます。)の額に1.3を乗じた額	午後10時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで	その工事に関する工事費(訪問時刻指定工事費を除きます。)の額に1.6を乗じた額		イ (略)
工事を施工する時間帯	割増工事費の額								
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費(訪問時刻指定工事費を除きます。)の額に1.3を乗じた額								
午後10時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで	その工事に関する工事費(訪問時刻指定工事費を除きます。)の額に1.6を乗じた額								
(10)~(14) (略)	(略)	(10)~(14) (略)	(略)						

IP通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2020年10月29日現在

～2020年10月28日 2020年10月29日～

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-VPN及びカテゴリ-vUTMに係るものを除きます。)に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、同時セッション可能数の変更、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1)～(6) (略)	(略)	(略)
(7) 現地調査報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(8)～(9) (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

2-2 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-VPN又はカテゴリ-vUTMに係るものに限ります。)に係る工事費の額 (略)

第3表 (略)

料金表別表1 削除

料金表別表2 削除

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-VPN及びカテゴリ-vUTMに係るものを除きます。)に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、同時セッション可能数の変更、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1)～(6) (略)	(略)	(略)
(7) 現地調査報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(8)～(9) (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

2-2 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-VPN又はカテゴリ-vUTMに係るものに限ります。)に係る工事費の額 (略)

第3表 (略)

料金表別表1 削除

料金表別表2 削除